

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和4年（2022年）3月28日現在）

1. 監査のテーマ

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について

2. 監査の実施期間

令和2年6月22日から令和3年2月15日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	33件	37件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	43件	49件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 デジタル戦略課	2	2 (100%)	0	0	0	0	7	7 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	5	3 (60%)	2 (40%)	0	0	0
都市経営部 経営計画課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市経営部 創造改革課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
福祉部 福祉指導監査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
福祉部 障害福祉課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
福祉部 長寿社会政策課	13	12 (92%)	1 (8%)	0	0	0	7	4 (57%)	3 (43%)	0	0	0
福祉部 長寿安心課	17	16 (94%)	1 (6%)	0	0	0	14	9 (64%)	5 (36%)	0	0	0
健康医療部 保険給付課	1	0	1 (100%)	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
健康医療部 保険資格課	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済 (%)	対応中 (%)	不措置 (%)	未着手 (%)	相違 (%)	合計	措置済 (%)	対応中 (%)	不措置 (%)	未着手 (%)	相違 (%)
健康医療部 保険収納課	1	0	1 (100%)	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	37	32 (86%)	5 (14%)	0	0	0	49	38 (78%)	11 (22%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相 違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和4年3月28日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
市が施設を所有する必要性の見直しについて	長寿社会政策課 創造改革課
保険給付の制限の実施について	保険資格課 保険収納課 保険給付課 長寿社会政策課 長寿安心課
将来的な永寿園とよなかの設置主体の見直しについて	長寿社会政策課
市民入所率の取扱いについて	長寿社会政策課
収益事業を含めた収支状況の改善について	長寿安心課
事業の継続性について	長寿安心課
最低制限価格制度の運用について	契約検査課
一層の利用促進に向けた実施方法等の継続的な見直しについて	長寿安心課
事業の重複について	長寿安心課

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和4年(2022年)3月28日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
I 監査の総括								
4	32	委託契約における実費精算方式採用の要否について	委託契約において実費精算方式を採用しているものの、精算時において、単に受託者から精算報告書等を徴取しているのみであり、その報告内容の妥当性について検討作業を行っていないのが見られた。委託契約自体は、必ずしも実費精算が求められるものではないことから、実費精算方式を採用する要否をあらためて検討するとともに、特別の理由をもって実費精算方式を採用するのであれば、必要に応じて受託者の帳簿や証憑類の閲覧、共通経費等の按分基準等も含めた受託者への質問等を行う等、報告額の妥当性を検討する作業を併せて実施することが必要である。		○	契約検査課 (長寿安心課)	・実費精算方式を採用する場合の考え方を整理して、令和4年3月全部局に示しました。 (契約検査課) ・事業内容を精査した上で、「認知症地域支援・ケア向上事業」を「地域包括支援センター運営業務」の委託内容に包含し、令和3年4月に変更契約を締結しました。本契約において、原則実費精算はしないものとし、また、新たな令和4年度からの長期継続契約を令和4年3月に締結しました。 ただし、地域包括支援センターの人員費に関しては、委託契約の中で圏域の中で必要な職員数を定めており、その人数が確保されることが前提となっています。その人数が確保されなかった場合には、届出に基づき、例外的に委託料の返還を求めることとしています。 また、「認知症初期集中支援チーム」については、委託料の返還の条文を削除して実費精算方式を廃止し、令和4年度からの長期継続契約を令和4年3月に締結しました。 (長寿安心課)	措置済
II 介護認定・介護保険料の賦課徴収関連								
9	52	介護保険料単独の滞納者への対応について	介護保険料単独の滞納者についてみると、65歳に達し、介護保険の第1号被保険者に該当することとなった当初から、継続して介護保険料が納付されていないケース等が見受けられた。このような場合については、介護保険料の時効期間が2年と短期であることも念頭に置いて、早い段階から踏み込んだ対応を図る必要がある。		○	保険収納課	介護保険の被保険者に対しては、優先的に対象者を抽出したうえで、コールセンターによる納付勧奨を令和3年7月から、別途個別催告(一斉送付)を1月に実施しました。また、令和3年4月から休日の特別電話相談、9月から職員による夜間の電話催告、夜間の特別電話相談をそれぞれ実施・開設しています。 令和3年3月に担当者には滞納整理をスタートさせる際に事業ごとの方針を定め、時効消滅させないような対応をするように文書で周知徹底し、すでに実施しています。 これらの取組により、早い段階から滞納者との接触機会の増加を図りながら踏み込んだ対応を行っています。	措置済
14	63	受注者に対する立入検査の実施について	本業務委託は、受注者において個人情報を含むデータを取り扱うものであるため、受注者におけるデータ管理が適切に行われていることを、市としても確認しておく必要がある。市は、受注者が個人情報を含むデータを消去している旨の報告を書面で受けているが、作業場所への立入検査を行った実績はないとのことである。 実際に立入検査を実施するかどうかは個々の状況によるが、必要に応じ効果的に実施できるよう検討しておく必要がある。		○	保険資格課 (デジタル戦略課)	令和3年度契約より現場立入検査を行えるよう委託事業者と調整し、令和4年2月に立ち入り検査を実施しました。 (保険資格課) 令和3年9月に自己点検票において、重要情報について委託先で確実な削除(廃棄)又は返却について確認しているか点検する項目を追加しました。 (デジタル戦略課)	措置済
IV 施設の維持・運営に係る事業								
44	150	委託費における人件費の算出方法について	認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約の令和元年度における委託料は5,051千円であるが、収支計算書では、これを大きく上回る9,698千円が実績額として報告されている。委託料の積算にあたっては、医師及び専門職の別に、ケース訪問及びケース検討等の会議の回数に応じて人件費が積算されているが、収支計算書及びその添付資料においては、看護師等の人件費については、当該職員の年間給与総額に一定の兼務割合を乗ずる方法にて算出されており、回数に応じた人件費の額よりも相対的に高額となるものと考えられる。市は委託料で賄う人件費の範囲とその算出方法をあらためて見直すとともに、これを受託者に周知し、この方法に沿った収支報告を求めざるべきである。		○	長寿安心課	委託料の積算方法に沿った収支報告書の様式を作成し、令和2年度契約より使用、精算根拠とした。また、委託料で賄う人件費の範囲とその算出方法について、実態に沿った内容に見直し、令和4年度からの長期継続契約を令和4年3月に締結しました。	措置済
45	155	委託料実績額の確認等について	認知症初期集中支援チーム業務に関する委託契約書において、受託者が提出する収支計算書に基づく実績額が委託料より少ないときは、受託者は委託者にその差額を返還する旨が定められている。実績額に基づく積算を前提とするのであれば、ケース訪問及びケース検討等の会議の回数に応じて人件費が積算されているのであれば、その職種ごとの単価の根拠や回数の確認を行うことが必要であり、兼務割合に応じて算出されているのであれば、兼務割合の算出方法や勤務時間等の基礎数値の集計方法、年間の給与総額等の確認を行うことが必要になるものと考えられるが、現状、そのような確認は行われていない。実績額の妥当性を確保するためには、人件費以外の経費も含めて、収支計算書の根拠となる帳簿及び証憑類等の提出を求めて、その正確性の確認を行うか、実地検査を前提として、帳簿及び証憑類等の保管を契約書にて義務付ける等の対応を図る必要がある。		○	長寿安心課	委託料の積算方法に沿った収支報告書の様式を作成し、令和2年度契約より使用、精算根拠とした。また、委託料で賄う人件費の範囲とその算出方法について、実態に沿った内容に見直し、委託料の返還の条文を削除して実費精算方式を廃止し、令和4年度からの長期継続契約を令和4年3月に締結しました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
49	167	老人クラブ連合会への加入率について	市における老人クラブの会員数は、令和元年6月現在時点8,184人である。これは令和元年4月1日現在の市における60歳以上人口124,649人の約6.5%である。この割合は低いと言わざるを得ない。高齢者の活動の幅が広がり、選択肢が多様化したことの現れと捉えると、寧ろ喜ばしいことともいえるが、老人クラブへの補助金の有効性を考えるともっと多くの高齢者に加入してもらうことが望ましく、市としては、補助金交付先である老人クラブ連合会に対し、引き続き会員数の割合を増やしていくように働きかけていくことが求められる。		○	長寿安心課	補助金交付申請時等の機会をとらえ、引き続き会員数の増加の努力をするよう老人クラブ連合会に随時働きかけるとともに、加入促進を支援する取り組みを行いました。老人クラブ連合会事務局から事前相談を受け、補助金内の予算を流用し、『会員優待制度協賛店一覧』を発行することを令和3年11月に承認しました。単位クラブは、冊子を新規会員獲得のツールとして活用し、会員が増加しました。	措置済
V 情報セキュリティ関連								
70	217	自己点検票による点検実施の精度について	自己点検票の「評価」及び「評価理由」に関して、「○」と評価している項目であっても、「△」や「×」が相当な事案や評価理由の記述を見直すべき事案が複数見られた。今後は、セキュリティ対策基準の要求を満たせるよう自己点検の精度について改善が必要である。また、自らが「×」と評価する事案に関しては、「記載要領」を参考に、適切な記述に努められたい。		○	長寿社会政策課	デジタル戦略課において、新しく改定された「豊中市情報セキュリティポリシー」に基づき、令和3年11月自己点検票による点検方法等を見直し、複数の職員で点検しました。	措置済
71	218	実施手順点検結果報告書について	令和元年6月付の介護保険事業者管理システムに係る実施手順点検結果報告書には、点検結果として「手順通りに管理運用されている」と記載されているが、自己点検票には「×」や「△」の項目が散見される。点検結果の記載方法として、現状のような「自己点検上問題なし」という点検結果の結論を中心に記載する形式では、問題点や改善策等が組織上部に伝達されないためフィードバックが難しくなり、活用度は低くなる。むしろ、点検結果の報告自体をPDCAサイクルにおける改善に向けた活動の一つとして位置付け、点検の過程で認識した個々の事案に係る課題や問題点等を示した上で、その改善策や措置の概要を記載する形式とすることもデジタル戦略課と協議の上、検討されたい。		○	長寿社会政策課	デジタル戦略課において、新しく改定された「豊中市情報セキュリティポリシー」に基づき、令和4年3月当課所管のシステムについてすべて実施手順を見直し、点検等実施しました。	措置済
72	218	情報資産の管理について	情報資産の洗い出しを行った結果は「情報資産台帳」に整理されることとなるが、情報資産台帳の作成が適切に行われていないと考えられる事例がある。また、個々の情報資産すべてについて「リスク分析管理表」を作成し、それぞれの情報資産の持つリスクを分析し、必要なリスク対応策を策定することとされているが、課全体としての情報資産のリスク分析を行うものとの理解から、「住民情報端末」及び「情報端末」の2項目しか作成していない。いずれも情報資産のリスク管理について、理解が不足していること、作成後のチェックも行き届いていないことが背景としてあると思われる。		○	長寿社会政策課	「住民情報端末」及び「情報端末」以外の項目についてもリスク分析を行いました。保管文書の情報資産のリスク管理については、デジタル戦略課において、新しく改定された「豊中市情報セキュリティポリシー」を踏まえ、令和4年3月整理を行いました。情報資産のリスク管理について研修等を受講し、職員の理解を深め適正な管理を行います。	措置済
75	225	自己点検票による点検実施の精度について	自己点検票の「評価」及び「評価理由」に関して、「○」と評価している項目であっても、「△」や「×」が相当な事案や評価理由の記述を見直すべき事案が複数見られた。今後は、セキュリティ対策基準の要求を満たせるよう自己点検の精度について改善が必要である。また、自らが「×」と評価する事案に関しては、「記載要領」を参考に、適切な記述に努められたい。		○	長寿安心課	デジタル戦略課において、令和3年9月に「情報セキュリティ対策基準」の改定とあわせて見直された「自己点検票」に基づいた点検を、令和3年11月に実施し自己点検の精度を高めました。	措置済
76	226	情報資産台帳の問題点について	各課において情報資産の洗い出しを行った結果は「情報資産台帳」に整理されることとなるが、長寿安心課では情報資産台帳の作成が適切に行われておらず、以下の問題が見られた。 ○本来、紙面の文書ファイルについては、文書に登録された情報のリスクを測るため、文書(簿冊)の種類ごと、簿冊の編集年次、簿冊の管理No毎の所在・管理を整理しなければ、情報資産の管理(洗い出し)は困難であるが、情報資産台帳に「保管文書1」、「保管文書2」、「保管文書3」及び「保管文書4」と区分し、それぞれの保管場所(例えば、鍵付きロッカーや庁舎外倉庫等)は記載しているものの、文書の中身が具体的に示されていない。 ○外部記憶媒体の情報資産として「MO(光ディスク)」と「LTO(バックアップ用磁気テープ)」が複数存在し、個体管理はなされているものの、情報資産台帳に登録されていない。		○	長寿安心課	デジタル戦略課において、令和3年9月に「情報セキュリティ対策基準」の改定とあわせて見直された「情報資産台帳」に、令和3年11月文書の種類、保管場所等を記載するとともに、外部記録媒体についても台帳へ記載しました。	措置済